

おたり

# 小谷地区活性化計画

長野県・小谷村

平成29年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小谷地区活性化計画
都道府県名	長野県
市町村名	小谷村
地区名(※1)	小谷地区
計画期間(※2)	平成29年度～平成31年度

## 目標 : (※3)

定住促進対策の中で急務となる就労の場として、特産品加工貯蔵施設整備により"しごと"をつくり、雇用者数26.3人の増加を図る。また、地域資源を活用した新商品を6品目開発し、地域の食の魅力を高め、交流人口11,500人の増加を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本地域は、地理的条件が極めて厳しい地勢を有し、気象は日本海型に属し、冬季の積雪は2mを越える豪雪地帯で、スキー場等の立地条件には適しているものの、地域産業と住民生活に及ぼす影響は極めて大きい。また地域の総面積のうち林野率が98%を占め耕地はわずかに2%と少ない。こうした厳しい自然的・地理的条件による生活環境等への選別は年々過疎化に拍車をかけ、高齢化社会の先取りとなっている。

村の人口は昭和35年には7,917人であったが、その後スキー場開発等による観光事業の発展により一時増加傾向ではあったものの、昭和55年5,165人、平成7年には4,307人、平成22年には3,221人、平成27年には2,904人と減少が続いている。昭和35年と平成27年を比較すると減少率は約36.7%と大幅に減少しており、急激な過疎化・少子高齢化が進んでいる。平成27年における人口構成では、15歳から64歳までの労働人口が約30.4%と著しく減少している一方、65歳以上の高齢者比率は182.1%まで増加し、労働人口の大幅な減少と高齢化の進展が激しい。稲作の小谷村の人口は、平成27年度に策定した小谷村総合戦略の人口ビジョンにより、2035年(平成47年)には2,403人、2060年(平成72年)には1,790人にまで減少すると見込んでいる。

### 現状と課題

本地域は、就労の場が少ないことから昭和40年代より山菜・きのこ・山岳果実・農産物等の地域資源を活用した特産品づくりによる産業振興に取り組み、「JA大北山菜加工場」「道の駅小谷」を立ち上げ、就労の場を確保するとともにオリジナル商品が開発されるなど地域の活性化に力を入れてきた。昨今では、小谷村商工会と連携した特産・観光プロジェクトから加工製造グループ「小谷の四季」の設立による6種類のドレッシングの商品化、山菜栽培グループ「おたまり山菜の会」による沢わさび栽培・出荷とオヤマボクチ栽培・粉末化によるそばつなぎの商品化、女性グループ「穿吹きの会みどり」によるオヤマボクチをつなぎにした毎団子の商品化など、小谷産の原材料を活かした新たな動きが生まれている。

しかしながら、村内人口の減少と高齢化により山菜等の原材料出荷量や販路の減少、平成3年度に整備された特産品開発センターの施設・製造ラインの老朽化等により、特産品全体では売上げが減少傾向になっている。

本地域では、過疎地域の自立促進に資する施設実施や、高齢者対策の充実・就労の場と合わせ生産年齢人口の確保が大きな課題である。新たな就労の場の確保により定住人口拡大に向けた環境整備が急務であり、また、地域資源を活用した更なる産業振興が課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

今後の展開として、平場での山菜等の生産体制を確立し、それら地域資源を活用した商品製造開発ができる加工施設を整備することにより、地域資源の付加価値向上に取り組む。あわせて、現在、OEMIにより地域外へ出ていた食品加工の仕事を域内に取り込むことにより域内消費拡大を図り特産品づくりによる産業振興に取り組む。新たな就労の場を確保することにより、定住人口の拡大を図る。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある必要がある場合は定住等及び地域間交流の促進にどのようなように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小谷村	小谷地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(2)農林水産物処理加工施設	小谷村	有	イ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
小谷村	小谷地区	山村活性化対策事業	小谷村	平成28年～平成30年

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかか記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

小谷地区(長野県小谷村)	区域面積(※2)	26,791ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 小谷区域の総面積が267.91km<sup>2</sup>であり、うち農地・山林が243km<sup>2</sup>あり、区域の90%を占めている。地区内就業人口は1,745人、内農林漁業に従事する人口は252人(14.4%)である。(2010国勢調査より)また、農家のほぼ9割以上は森林を所有、農林業に携わって生活しているため、農業・林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 平成2年には4,400人の人口も、平成27年には2,907人余りに減少し、高齢化率38.9%である。農家戸数も平成2年には762戸であったのに対して、平成27年では341戸あまりとなり、そのほとんどが後継者のいない高齢農家である。平成28年に策定した小谷村人口ビジョンにおいては2060年には小谷村の人口が1,790人との推計予想値があり、これを目標値として取組むにあたっては、村内外の若者世代が就労の場を得て、家計の維持、結婚・出産ができる環境を整えることが当地区の活性化に有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 法指定においても都市計画区域外であり、市街地を形成している地域はない。</p>		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にそれぞれ作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		新たに権利を取得するもの				既に有している権利に基づくもの				土地の利用目的		備考
		登記簿	現況	地積(m <sup>2</sup> )	権利の種類(※1)		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2号 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
					氏名	住所	氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積		工事期間		備考
			建築面積	所要面積	工事期間	備考	
建築物							
工作物							
計							

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

平成35年度に、雇用者数、交流人口数、新商品数を小谷村の関連機関である「小谷村6次産業化推進協議会」が達成状況を調査・評価し、村が広報市等にて公表する。

### 【記入要領】

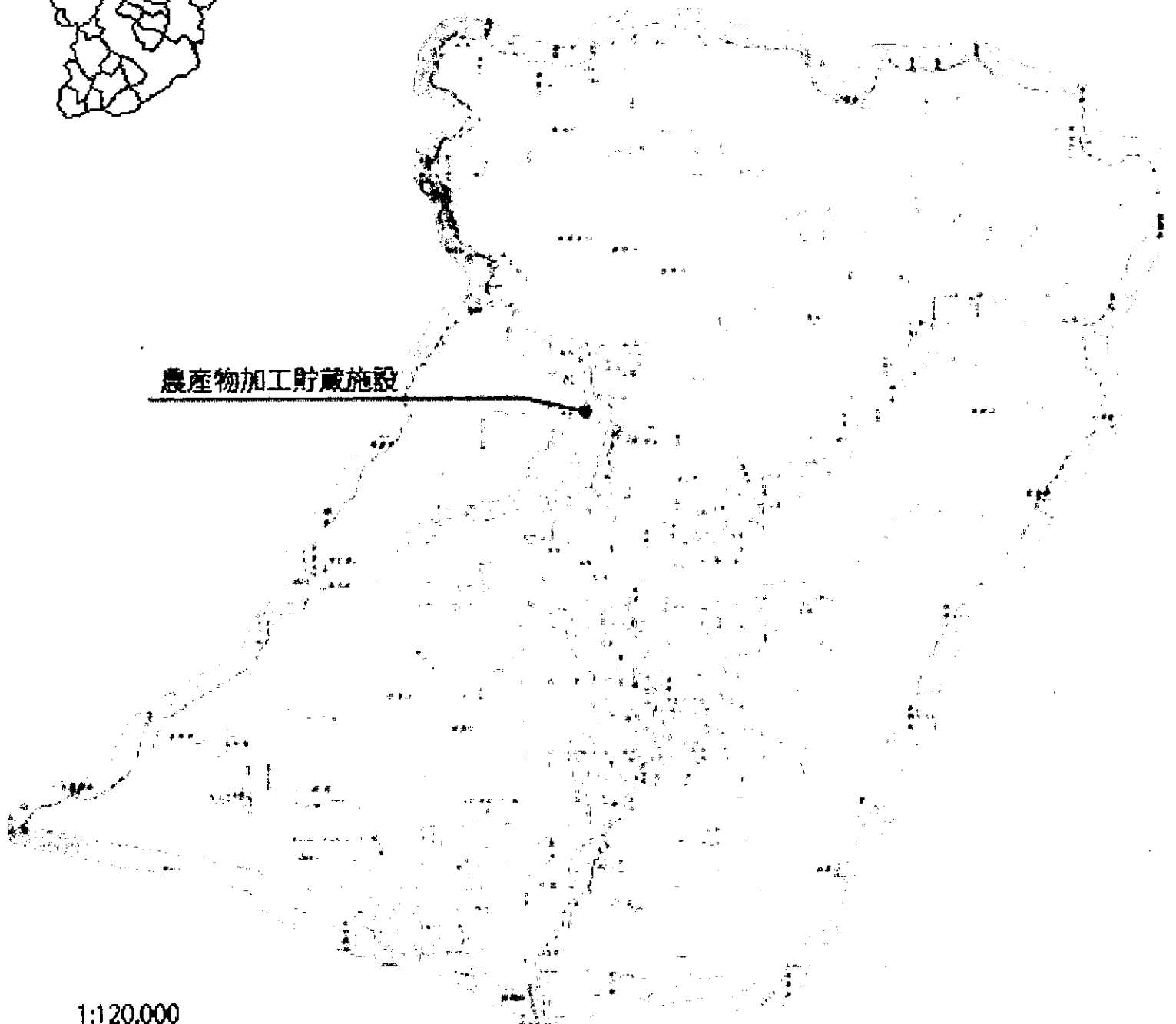
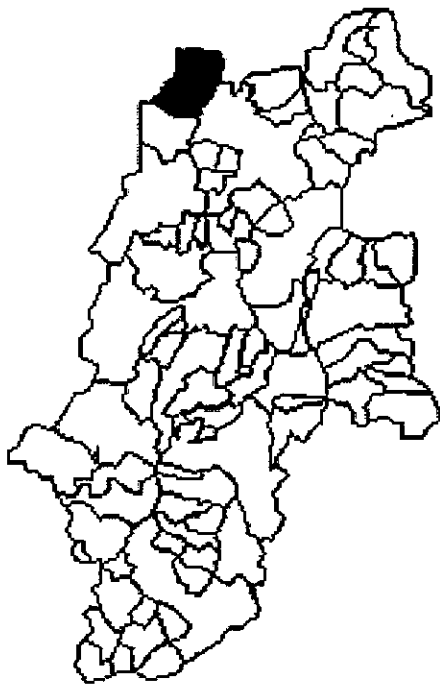
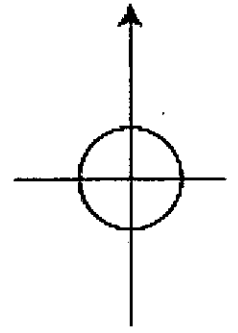
- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。

# 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) 小谷地区位置図



農産物加工貯蔵施設

1:120,000

